

平成 28 年度

## 監査結果に基づく措置

### 監査結果に基づく措置について

監査結果に基づく措置が次のとおり講じられましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により公表します。

浜松市監査委員

# 目 次

## 監査結果に基づく措置

1	健康福祉部	佐久間病院	.....	1
2	都市整備部	動物園	.....	3

## 監査結果に基づく措置

### 1 健康福祉部

#### <財務監査>

##### 佐久間病院

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 28 年 5 月 27 日)

浜松市病院事業会計規程第 82 条において、病院管理課長(佐久間病院事務の業務に係るものは佐久間病院事務長)は、必要な予算実施計画を予算の範囲内で、款、項及び目の区分並びに別に定める節の区分によって執行するものとする規定しているが、平成 27 年度における項のうち、特別損失について、予算を超えて執行している。

この場合、同規程第 83 条第 1 項において、必要がある場合においては、議会の議決を経て流用することができる規定しているが、流用を行っていない。

【措 置】(報告年月日：平成 29 年 1 月 31 日)

平成 27 年度 2 月補正予算において費用計上し、会計処理を行いました。また、再発防止に向け、事務職員全員で関係法令等の確認を行うとともに、事務処理を適正に行うためのチェックリストを作成し、担当者 2 人体制で予算執行状況の確認処理を行うよう徹底しました。

今後は、浜松市病院事業会計規程に基づき、適正な会計処理を行ってまいります。

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 28 年 5 月 27 日)

平成 27 年度における節のうち、消耗備品費、修繕費、保険料及び公課費について、予算を超えて支出している。

浜松市病院事業会計規程第 84 条において、病院管理課長(佐久間病院事務の業務に係るものは佐久間病院事務長)は、各目又は各節の金額を流用するときは、流用しようとする項、目又は節の名称及び金額、流用しようとする理由等を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならないと規定しているが、流用を行っていない。

【措 置】(報告年月日：平成 29 年 1 月 31 日)

平成 28 年 1 月 31 日付けで市長の決裁を受け、流用を行いました。また、再発防止に向け、支出書類チェックマニュアルや事務処理を適正に行うためのチェックリストを作成し、担当者 2 人体制で予算執行状況の確認処理を行うよう徹底しました。

今後は、浜松市病院事業会計規程に基づき、適正な会計処理を行ってまいります。

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 28 年 5 月 27 日)

浜松市病院事業会計規程第 22 条第 2 項において、病院管理課長(佐久間病院事務の業務に係るものは佐久間病院事務長)は、支出しようとする場合は、当該支出に関する書類に基づいて振替伝票(現金の支払を伴う支出にあつては支払伝票)を発行し、当該書類を添えて、市長の決裁を受けなければならないと規定しているが、決裁を受けていない。

【措 置】(報告年月日：平成 29 年 1 月 31 日)

支出時に振替伝票等を発行するなど、規定による処理を行いました。また、再発防止に向け、会計規程の確認を行うとともに、支出書類チェックマニュアルを作成し、担当者 2 人体制で支出事務の確認処理を行うよう徹底しました。

今後は、浜松市病院事業会計規程に基づき、適正な会計処理を行ってまいります。

## <随時監査(公営企業会計に係る財務事務等の監査)>

### 佐久間病院

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 27 年 9 月 17 日)

医業外費用について、予算額 24,843,000 円に対し、決算額 26,226,755 円で、1,383,755 円の予算超過となっている。これは雑損失のうち、現金支出を伴わない費用である控除対象外消費税額が予算を超過したことによるものである。

地方公営企業法施行令第 18 条第 5 項において、現金支出を伴わない経費については、予算超過が認められるものの、この場合、浜松市病院事業会計規程第 85 条第 2 項においては、病院管理課長(佐久間病院の業務に係るものにあつては、佐久間病院事務長)は、市長の決裁を受けなければならないと規定しているが、市長の決裁を受けていない。

【措 置】(報告年月日：平成 29 年 1 月 31 日)

現金支出を伴わない経費の予算超過分について、市長の決裁を受けていなかったことは認識不足によるものです。

再発防止に向け、支出書類チェックマニュアルを作成し、併せて事務職員全員で関係法令等の確認を行うとともに、事務処理に際しては、担当者 2 人体制で予算執行状況と支出事務の確認処理を行うよう徹底しました。

今後は、浜松市病院事業会計規程に基づき、適正に会計処理を行ってまいります。

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 27 年 9 月 17 日)

平成 25 年 10 月に実施された厚生労働省東海北陸厚生局の施設基準等に係る適時調査における指摘により、平成 25 年 12 月に自主返還することとした診療報酬返還金のうち、個人負担分 973 件、1,621,441 円について、未払金の計上をしていない。

【措 置】(報告年月日：平成 29 年 1 月 31 日)

平成 27 年度 2 月補正予算において費用計上し、会計処理を行いました。また、再発防止に向け、担当者が医療事務に関する研修会への参加や事務職員全員で関係法令等の確認を行い、会計事務を正確に行うよう周知徹底しました。

今後は、地方公営企業法及び関係法令に基づき、適正な会計処理を行ってまいります。

## 2 都市整備部

### <財務監査>

#### 動物園

【指摘事項】（指摘年月日：平成 28 年 5 月 27 日）

行政財産の使用許可に関する事務処理要領第 11 条第 2 項において、自動販売機に係る電気料金及び水道料金は、実際に使用した月額使用料金に基づき算定することと規定している。

平成 26 年度公益財団法人浜松市花みどり振興財団が管理する飲料自動販売機(30 台)に係る電気料金及び水道料金は、月額使用料金によらず、平成 25 年度浜松市動物園全体の電気料金及び水道料金から算出した平均単価に、当該自動販売機の消費電力量及び水道使用量を乗じて得た金額で納付されている。

【措置】（報告年月日：平成 28 年 11 月 24 日）

算定誤りの原因は、行政財産の使用許可に関する事務処理要領の理解不足によるものでした。

ご指摘を受けた対応すべき料金については、要領第 11 条第 2 項の規定により、実際に使用した月額使用料金に基づき算定し、請求することとしました。

今後は、要領に基づき適正な事務処理を行ってまいります。